

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3086号)

令和6年7月24日

横情審答申第3086号
令和6年7月24日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年10月13日市総第290号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「管理職員特別勤務報告書」の一部開示決定に対する審査請求について
の諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「管理職員特別勤務報告書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年7月1日付で行った「管理職員特別勤務報告書」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

職員番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため同号に該当する。横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2939号においても、「慣行として公にされている情報ではないため、本号ただし書アには該当せず、職務遂行の内容に係る情報でもないため、本号ただし書ウにも該当しない」との判断が示されている。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関は、一部非開示とする理由を「特定の個人が識別されるため」としている。しかし、開示された行政文書は特定の個人を識別できるものとなっており、理由となっていない。
- (3) 実施機関が慎重な判断を行っているとは考えられず、理由付けが不合理であるため恣意的な判断であると疑わざるを得ない。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 勤務を要しない日等の振替に係る事務について

ア 横浜市では、勤務を要しない日等において勤務を命じる必要がある場合、一定期間内の要勤務日を勤務を要しない日等に振り替えて、勤務を命じることができる（横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第3条の2及び超過勤務及び勤務を要しない日等の振替に関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第7号。以下「振替規則」という。）第2条第1項）。

イ 市民局総務部総務課では、局内の人事、文書、予算及び決算に関する事務を所管しており（横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第4条総務部の項総務課の部第1号）、勤務を要しない日等の振替に係る報告等の事務を担当している。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、市民局総務部総務課が保有する管理職員特別勤務報告書のうち令和元年度から令和3年度までのものである。

管理職員特別勤務報告書は、課長級以上の職員が振替規則第2条第1項に規定する期限内に勤務を要しない日等の振替ができなかったことに係る報告書であり、当該職員の所属、補職、職員番号、氏名、勤務日、勤務時間、振替ができなかった理由等が記載されている。

実施機関は、これらのうち職員番号について、旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」について、開示しないことができることを規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 職員番号は、個人に関する情報であって、本件処分で開示されている職員の氏名と照合することにより特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。

また、慣行として公にされる情報にも職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため本号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 10 月 13 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 5 月 28 日 (第385回第一部会)	・ 審議
令和 6 年 6 月 25 日 (第386回第一部会)	・ 審議